

E 22 雇用労働者世帯の親子の共有時間—大都市ニュータウン在住の雇用労働者
 夫妻の生活時間調査から—

昭和女子大:天野寛子、森ます美、瀬沼頼子、都立大:川短大:大竹美登利、伊藤セツ
 日本福祉大:(非) 居城 瞬子、高知大教育:鈴木敏子、大田経済教育学院:天野晴子

目的 わが国の雇用労働者の長時間労働は国際的に問題視されており、その家庭生活への影響等についてはすでに日本家政学会第38回大会において報告した。今回は長時間労働の下での「父と子」「母と子」「父と母と子」の関わりを「共有時間」を通して分析し、父親不在、母子怒着といわれる家庭生活の問題状況を明らかにする。そしてバランスのとれた親子の接触が可能となる生活様式の創造を模索したい。

方法 1985年10月多摩ニュータウン在住の雇用労働者夫妻150カップルに実施した生活時間調査から末子小学生のステージの夫妻を対象として、一日の行動の中で同一場所で「父と子」「母と子」「父と母と子(配偶者と子)」が過ごした共有時間をとり出し行動の類似別に時間量、行為者率を分析する。

結果 ①父親の帰宅時間の遅さを反映し、「父と子」の共有時間は「母と子」の共有時間に比較すれば、いずれのグループも著しく短い。②「母と子」の共有時間は家事において長い。③「父と母と子」で共有される時間はグループ別に見ると平日では専業主婦世帯55分、専パート世帯57分、専無取世帯53分である。④土曜休日において「父と子」「父と母と子」の共有時間量及び行動種類は増加する。⑤行動種類別にあると、平日では朝食時間の共有率が高く、共有された時間内での割合も大きい。休日では、朝・夕食共に多く共有され、特に夕食では外食等も含まれてくる。

親子の共有する時間:調査表 (末子小学生世帯)

	専業主婦世帯	専パート世帯	専無取世帯
父と子	251 (14.7)	224 (11.3)	141 (6.7)
母と子	858 (50.3)	1180 (59.3)	1255 (59.2)
父と母と子	578 (35.0)	586 (29.4)	724 (34.1)
計	1707 (100.0)	1990 (100.0)	2120 (100.0)

調査表=平日×5+土曜+休日